



平成24年(行ウ)第33号・第63号事件

原告 長瀬 猛

被告 神戸市、神戸市長

平成24年9月28日

証拠説明書 2

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 竹 本 昌 弘

弁護士 頼 富 隆 光



記

号証	標目	原本・写 しの別	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
乙4	寄付行為 の謄本	原本	H24.9.19	学校法人兵 庫朝鮮学園	学校法人兵庫朝鮮学園の寄付 行為の内容	
乙5の 1	西神戸朝 鮮初級学 校学則	写し		上に同じ	学校法人兵庫朝鮮学園の運営 する学校の学則の内容	
乙5の 2	神戸朝鮮 初中級学 校学則	写し		上に同じ	上に同じ	
乙5の 3	神戸朝鮮 高級学校 学則	写し		上に同じ	上に同じ	
乙5の 4	別表	写し		上に同じ	学則第7条の別表であり、教育 課程及び毎週の授業時間数を	

					定めている。	
--	--	--	--	--	--------	--